

浜松市公告第967号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部商業政策課において縦覧に供する。

平成23年12月28日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友楽市浜松船越店

浜松市中区船越町 1021-1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）合同会社 西友 職務執行者 野田 亨

（変更後）合同会社 西友 職務執行者 ステューブン・ヘイズ・デイカス

3 変更年月日

平成23年7月7日

4 変更する理由

代表者変更のため。

5 届出年月日

平成23年12月22日